

意見書

2026年（令和8年）9月24日

弁護士・社会福祉士 寺 町 東 子

2026年（令和8年）7月30日開催の第6回会議において、当職の提出した同日付意見書に加えて、離婚関連事件及び未成年者の扶助利用により得られる社会的効用について、以下のとおり、追加意見を申し上げます。

1 総論

民事法律扶助での対象案件では、債務整理・自己破産の支援に次いで、離婚案件が多い（令和6年度16.9%、第3回資料2、4頁）。

離婚に際して、夫と妻が感情的に激しく対立しているケースや、双方の力関係の差から対等な話し合いができないケースも多く、弁護士が代理人となって援助を行う必要性が高い。また、子どもがいる夫妻の離婚に際しては、子どもの親権、養育費、面会交流等について、その調整・合意等に向けて弁護士の役割が大きい。

特に、DVや虐待があるケースでは、被害者の力だけではその状況から脱却することができない場合も多く、弁護士に相談して初めて、被害から逃れる方法があり、その実現が可能であると知ることが多い。また、そのような被害者を支援する福祉機関では、代理人となる弁護士に繋いで、離婚及び被害回復のための法的措置をとることになる。その際の相談や代理人活動のほとんどに民事法律扶助が利用されており、DV被害者は心身の回復期間を経て社会に復帰し、虐待を受けていた子どもたちも安全・安心の生活環境を取り戻していくことができるのである。

2 DV離婚を解決することによる社会的効用

(1) DV防止の必要性

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）は、前文において次のように謳っている（下線は寺町）。

「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。」

2024年（令和6年）4月1日施行の改正DV防止法によれば、「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいう（同法第1条第1項）とされ、身体的な暴力のみならず、精神的に有害な影響を及ぼす言動も含むものとされた。この改正は、内閣府のDV相談プラス事業の分析¹において、精神的DVが63.6%を占めていたこと、医学的にも精神的DVとPTSDやうつ病、不安症との強い関連性が示された²ことなどによるものである。

(2) DV離婚の現状

令和7年中に全国の裁判所が取り扱った家事事件に関する統計である「令和7年 司法統計年報(家事編)」(最高裁判所事務総局)³の「第19表 婚姻関係事件数—申立ての動機別申立人別—全家庭裁判所」によれば、申立総数57,491件のうち、妻による申立てが73.29%、夫による申立てが26.71%であり、申立人の主張する動機のうち、主なものを3個まで挙げる方法で調査重複集計した申立の動機は、妻・夫いずれも「性格が合わない」が第1位であるが、妻では第2位は「生活費を渡さない」28.80%、第3位は「精神的に虐待する」26.09%、第4位は「暴力を振

¹ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和5年版」 第5分野第2図 DV相談者の年齢・相談内容
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r05/zentai/html/zuhyo/zyho05-02.html

² S B Dokkedahl 他「The psychological subtype of intimate partner violence and its effect on mental health: a systematic review with meta-analyses」(2022年8月)
https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC9364557/?utm_source=chatgpt.com

³ 最高裁判所事務総局「令和7年 司法統計年報(家事編)」
<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/toukei/toukei-pdf-16677.pdf>

るう」16.67%である。これらを経済的虐待、精神的虐待、身体的虐待と捉えれば、何らかのDVが申立の動機となっているものが、約4分の1以上を占めていることになる。

内閣府男女共同参画局が2024年（令和6年）3月に公表した「男女間における暴力に関する調査（令和5年度調査）」においても、これまで結婚したことのある人のうち、配偶者などから、「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」といった暴力を繰り返し受けた経験があった人は、女性で13.2%、男性で7.2%であり、配偶者から1度でも暴力を受けたことのある人を含めると、女性の27.5%、男性の22.0%は配偶者から被害を受けた経験があると回答しており⁴、上記司法統計の結果と符合する。

(3) DV離婚を解決することによる社会的効用

DVのある事案では、被害を受けた人の44.2%、性別で見ると女性の36.3%、男性の57.2%は、どこ（だれ）にも相談していない⁵。精神的に加害者の支配コントロール下に入ってしまうと、自責感や自己効力感の低下、PTSDやうつ病などの影響で、自ら助けを求めることができない状態に陥ってしまうのである。このことから、DV被害者に対しては、支援機関や弁護士が保護・支援する必要性が高い。

離婚に伴う親子法制の改正により、選択的共同親権制度が導入されたが、DVや虐待があるケースは必要的単独親権事由とされており（民法第819条第7項）、子の最善の利益を図るためにも、DVのある事案で弁護士が助力する必要性は高い。

そして、DV被害者を保護、支援することによって、物理的にも法的にも被害者が加害者の支配コントロールから脱出し、被害者が心身の健康を回復すること自体が個人の尊厳の回復であり価値の高い事柄である。加えて、社会経済上も、医療・精神保健上の社会的コストを減らすとともに、就労能力を回復し、支援を受ける立場から納税者へと転換することで、社会的効用が得られる。この点、東京都におけるDVの社会的コストを推計した武石智香子氏（中央大学商学部教授）によれば、2023年

⁴ 政府広報オンライン「DV（配偶者や交際相手からの暴力）に悩んでいませんか。一人で悩まず、お近くの相談窓口相談を！」（2025年5月1日、2026年9月11日閲覧。）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5667.html>

⁵ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和7年版」第5分野5-3図 配偶者からの暴力の相談経験（令和5（2023）年度）

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r07/zentai/pdf/r07_06.pdf

度の東京都におけるDVによる社会的コストは、約4兆257億円と推計されている⁶。

したがって、離婚案件における民事法律扶助（代理援助）の弁護士報酬の立替基準を適正な報酬にし、民事法律扶助による離婚関連事件の代理援助を持続可能な制度とすることは、個人の尊厳と法の下での平等という普遍的価値を実現することにつながるるとともに、社会経済上もその効用が大きいと言える。

3 養育費確保により子どものウェルビーイングを改善する

(1) ひとり親家庭の現状

母子世帯の母自身の令和2年の平均年間収入は272万円（父子家庭の父自身518万円）であり、母子世帯の平均年間収入でも372万円（父子家庭606万円。児童のいる世帯の平均所得の45.9%）であって⁷、子どもに多くの人的資本を投資することは困難な状況にある。

労働政策研究・研修機構（JILPT）が2011年から継続して実施している「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（子育て世帯全国調査）の10年分の分析に基づく「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2022—第1回（2011年）～第6回（2022年）子育て世帯全国調査の基礎的集計—」には以下の記載がある⁸。

(3) 世帯の家計と生活状況

母子世帯の家計は総じて厳しい状況にある。当然の如く、母子世帯の世帯年収は税込み・手取りどちらもふたり親世帯よりも低い。等価可処分所得によって世帯人数を調整しても、なお母子世帯における生活水準は低い。そして、この等価可処分所得の低さは母子世帯における貧困を反映している。今日も母子世帯の半数は相対的貧困に陥っており、貯蓄を行う余裕もほとんどなく、世帯

⁶ 武石智香子「東京都におけるDVの社会的コストについて」（『中央大学論集』47、2026年）。

<https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/records/2003598>

⁷ 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

https://warp.ndl.go.jp/web/20230405030946/www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html

⁸ 労働政策研究・研修機構（JILPT）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2022—第1回（2011年）～第6回（2022年）子育て世帯全国調査の基礎的集計—」（2024年）

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2024/documents/0239.pdf>

としての経済的バッファは脆弱である。ただし、長期的なトレンドとしてみた場合、母子世帯の家計や相対的貧困、貯蓄状況は改善傾向にある。しかしながら、ふたり親世帯においてもこの10年間で世帯年収の大きな増加が見られており、世帯間の経済的な格差は縮小するどころかむしろ拡大している。

こうした家計の状況から、母子世帯における生活は苦しいものになっている。上記の家計的な困窮状態は子どもの「体験」の貧困にも繋がっている。母子世帯では子どもの習い事・学習塾や家族旅行への支出も負担することが困難な状況にある。一方で、ふたり親世帯ではこれらの「体験」への支出を負担できる割合が相対的に高く、また近年その傾向も強くなっており、世帯間の子どもの体験格差は拡大している。さらに、母子世帯の母親の主観的幸福度は相対的に低く、厳密な因果関係を想定することは難しいが、家計や生活における困窮がそれと関連している可能性もあるだろう。」（上記報告書58、59頁・下線は寺町。）

「近年では世帯の貧困の改善という側面からみたとき、就労のみによるシングルマザーの経済的自立には限界があるとも指摘されている（周2021）。前述の職業生活の側面での経済的自立が達成されたとしても、母子世帯における貧困全体は解消されない可能性もある。なぜならば、本書で示したように、この10年間でふたり親世帯（の家計）も相対的に豊かになっており、家計に関してはむしろ格差が拡大しているからである。もちろん、この背景には比較的豊かな人々以外が家族形成を行うことが難しくなっているという事情もあると推察される。しかし、上述の女性労働政策を中心とする職業生活の側面における経済的自立の達成は、ひとり親かどうかに関わらず女性全般が恩恵を享受しうるものであり、果たして職業生活に着目した施策のみで格差の拡大を抑制することができるのであろうか。このような視点にたてば、既存の社会保障給付の充実・拡大に付け加えて元配偶者からの養育費の確保などによって、「ひとり親化」してしまうことのリスクを社会的に低減する仕組みが必要といえる（周2021）。」（上記報告書61頁・下線は寺町。）

この点については、子どもの健全な育成のためには、「低所得階層の子どもは少ない人的資本投資しか享受しえず、彼ら自身が成人した時、貧しくなる傾向がみられる」（Ermisch・2003年）との指摘や、ひとり親世帯では低所得になりやすく、そのような状況では子どもへの教育投資が施せず、進学ならびに就職において不利となる可能性がある」（坂本和靖（財団法人家計経済研究所研究員）「親の行動・家庭環境がその後の子どもの成長に与える影響」、2008年3月）との指摘もあり、親

が子どもにより多くの人的資本を投資できるようにすることが望ましい。

(2) 弁護士による養育費確保への支援の状況

前述の厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、母子家庭になる理由の多くは離婚が占めており（79.5%）、離婚する父、母にとって、子どもへより多くの人的資本を投資するためにも、子どもの健全な育成のためにも、離婚に際して養育費の取決めがなされ、養育費が確実に支払われることが重要である。

養育費の取決めを行い、養育費の支払いを確保するには、現行制度上は、弁護士に相談し、必要に応じて弁護士を代理人にすることが有益である。

しかし、同調査によると、母子世帯の母が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は50.2%であり、そのうち「弁護士」が22.1%である（「親族」は42.1%）。(1)で述べた母の収入状況に鑑みると、その多くは民事法律扶助を利用した相談と考えられる⁹。

また、同調査によれば、実際に養育費の取り決めをしている母子世帯は46.7%（平成28年42.9%）であり、その割合は増加傾向が見られるものの、半数以上は取決めがされていない。

⁹ 人口動態統計 (<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411863>) によれば、2024年の離婚総数は185,904件、協議離婚162,682件（87.51%）、調停離婚14,260件（7.67%）、審判離婚4,626件（2.49%）、和解離婚2,378件（1.28%）、認諾離婚10件（0.01%）、判決離婚1,948件（1.05%）である。

令和2年度法務省委託調査研究「協議離婚に関する実態調査」 (<https://www.moj.go.jp/content/001346482.pdf>) によれば、協議離婚における弁護士依頼率は8.4%であり、最高裁から提供を受けた資料に基づく『弁護士白書 2025年版』 (<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2025/3-4-2.pdf>) によれば、2024年の夫婦関係調整調停事件の弁護士選任率は61.4%、人事訴訟事件における弁護士選任率は96.8%である。

離婚成立の年とは「ずれ」が生じるものの、同年の離婚数に上記弁護士選任率を当てはめると、概算で29,459件（15.85%）程度において、どちらか一方又は双方に弁護士が選任されていたものと推測される（どちらか一方の場合は夫が弁護士を選任しないことが多い。）。

『法テラス白書 令和6年度版』 (<https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/6619.pdf>) によれば、2024年度の代理援助件数は102,754件であり、うち16.9%が離婚等事件であり、約17,365件と推測される。そうすると弁護士が選任されていたと推測される件数の約60%が民事法律扶助による代理援助を利用し、それは妻・母側に多いことが推測される。

弁護士に相談したケースで養育費の取決めをした割合の調査結果は見当たらないが、弁護士が離婚事件を代理人として受任して交渉、調停、訴訟を行う場合には、未成年の子がある場合には当然に養育費請求を行うため、相手方が無資力などの場合を除き、弁護士が代理人につかない場合よりも相当程度高い割合で養育費の取決めが行われると考えられる。

(3) こども家庭庁の離婚前後家庭支援事業の効果測定

また、こども家庭庁が実施している「離婚前後家庭支援事業」の実態調査によれば、このうち「養育費等支援事業」を実施している自治体は回答した自治体の25%（113自治体）にとどまっているが、その目的としては、「養育費等支援事業が子どもの健全な発達に不可欠であると考えたため」が63.7%で最も多くなっている。本事業において外部に委託している事業で最も多かったのは「弁護士会と連携した個別相談」であり、33.6%であった。

本事業の効果としては「把握していない」が最も多く、49.6%であったが、把握している回答では「住民の満足度が向上した」が最も多く22.1%、次いで「子どもの健全な発達に貢献した」が20.4%、「効果的な事例が確認された」が19.5%であった¹⁰。

しかし、総務省の「ひとり親家庭等の支援に関する調査」¹¹によれば、各事業を実施している市区町村に居住するひとり親家庭等に対し、まず、当該事業を「知っていたか否か」（認知度）を聞いた結果、「離婚前後家庭支援事業」の認知率は10.8%に過ぎず、「全く知らない」と回答した89.2%のうち、44.7%が「知っていたら利用した」と回答した。

¹⁰ PwC コンサルティング合同会社「離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究事業報告書」（令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業）、32頁以下。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3f49d62c-74ac-4431-b0ef-248ea3671bdc/bce0bd34/_20251016_R6-2_tyousakennkyuu_jigyuu_hp_ippan016.pdf

¹¹ 総務省行政評価局「ひとり親家庭等の支援に関する調査 結果報告書」（令和8年7月）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001084751.pdf

(4) 結論

このように収入が少なく、子どもを育てる母が離婚問題に直面したときには、民事法律扶助を利用して、弁護士に相談し、弁護士と代理援助契約を締結して、養育費を確実に確保する道を整えることは、子どもが健全な教育機会を享受し、成人後に経済的に自立するために不可欠な、将来への投資としての社会的支援である。

さらには、子どもが経済的に恵まれず、教育機会にも恵まれないことによって、婚姻相手にも恵まれず、結果、その子どもに人的資本の投資が十分にできないといった「負の連鎖」を断ち切ることに貢献する社会的支援である。

2026年7月30日付けの当職の意見書でも述べた通り、①民事法律扶助の代理援助の弁護士報酬の立替基準は、全般にわたって20年以上前の弁護士会報酬基準よりも低廉に抑えられており、また、②現在の一般弁護士の多くの離婚案件の弁護士報酬（市場価格）の5割程度に抑えられていること、③離婚等関係事件の長期化・複雑化¹²、④民事法律扶助を利用する低所得階層の夫妻の離婚の場合、多くの困難な問題を抱えて、解決に困難を伴う事例も多いことなど、民事法律扶助による離婚等関連事件の代理援助は、市場原理に委ねれば受け手がなくなるところ、弁護士の使命感によって、何とか維持されていると言っても過言ではない。

離婚案件についての民事法律扶助の代理援助の弁護士報酬の立替基準を適正な報酬にすることは、子ども養育費を確保する制度を持続的に確保するための将来への投資としての社会的支援であり、必要不可欠である。

以 上

¹² 寺町東子「持続可能な総合法律支援体制の確保」（『自由と正義』77（4））28～34頁。

国選弁護に関する補充意見書

2026年（令和8年）9月24日

弁護士・社会福祉士 寺 町 東 子

2026年（令和8年）7月30日開催の第6回会議において、当職の提出した同日付け「国選弁護人の確保についての意見書」に関し、国選弁護制度の社会的効用につき、以下のとおり、追加意見を申し上げます。

1 えん罪防止等の効用

弁護人は、罪を犯した疑いをかけられた市民の基本的な人権を擁護し、刑事司法手続の公正性を担保するという公共的役割を担っている。

そして、えん罪を防止することは、刑事司法の最も重要な課題であり、弁護人の使命である。

これまでえん罪が明らかになった事件を検証するに、身体拘束下での取調べにおける供述の強要等が、えん罪の主要な原因となっている（資料②参照）。それゆえ、えん罪を防止するためには、犯罪の嫌疑をかけられた市民が身体拘束をされた当初から、捜査機関による不適正な取調べを防止し、市民の権利を確保することが必要不可欠である。そうして、被疑者・被告人において実質的に防御権が保障された状態で、捜査機関と対等に二当事者として対立する手続構造の中で、真相が解明されていくことが、刑事司法の適正な在り方である。

このような適正な刑事司法を実質的に保障するファクターとして、法律の専門家である弁護人による、被疑者・被告人の立場に置かれた市民への助言その他のサポート、捜査機関に対する監視、不当な措置の是正、裁判における弁論等の諸活動が、根幹的な機能を担っている。

そして、日本の刑事事件においては国選弁護事件がそのほとんどの割合を占めているところ、主として上記の公共的役割は国選弁護人により果たされており、日本の刑事司法は、国選弁護制度により支えられているといえる（資料①）。

統計データ上も、一例として、2006年（平成18年）に法テラスの設立と時を同じくして制度開始された被疑者国選弁護についてみるに、④法改正により対象事件が拡大する中で、国選弁護人が選任される割合は飛躍的に増大していること、⑤不当と思料される措置に対する準抗告（不服申立て）の件数が増加しており、積極的な弁護活動が行われていること等が窺え、ひいては、国選弁護制度が社会上欠かすことのできない重要な制度として機能していることが確認できる

(資料①)。

また、えん罪の救済・真相の解明に当たり、当事者鑑定（弁護側鑑定）が有効な手段として効用を発揮していることは、これまで無罪が確定した数多の再審事件の実績から明らかといえる（資料②）。加えて、今回、日弁連において行ったアンケートの結果からは、近時制定された日弁連の独自財源による補助金援助制度が認定・処分の適正化に繋がっていることが示され、その効用が改めて明らかにされた（資料③、第6回の配布資料9－1の参考資料4〔日弁連独自支援制度・支出状況一覧〕参照）。

2 再犯防止等の効用

近時、政府において、再犯防止推進計画（第1次：2017年（平成29年）12月15日閣議決定、第2次：2023年（令和5年）3月17日閣議決定）や再犯の防止等の推進に関する法律（2016年（平成28年）12月14日）が制定される等しており、刑事弁護における福祉との連携による環境調整の活動が推進されている。

罪に問われた障がい者等に対する具体的な弁護活動の例（更生支援計画書の作成等）や日弁連の独自財源による補助金援助制度を利用した全国的な実績（2025年度（令和7年度）において、事件数合計461件・費用合計4665万3930円）については、これまでの会議で示したところであるが（第2回の配布資料10－2〔罪に問われた障がい者等の刑事弁護等の援助制度〕、第6回の配布資料9－1の参考資料4〔日弁連独自支援制度・支出状況一覧〕）、上記アンケート結果からも、処分の適正化や更生支援への結びつきが確認され、その効用が改めて明らかにされている（資料③）。

このような弁護活動もまた、その大部分が国選弁護人によって担われているところ、国選弁護制度は、罪を犯した市民が立ち直り社会に復帰するための更生支援・環境調整を行うことにより、再犯の防止に寄与し、ひいては、社会の安全・安心を支えるという社会的効用を発揮しているといえる。

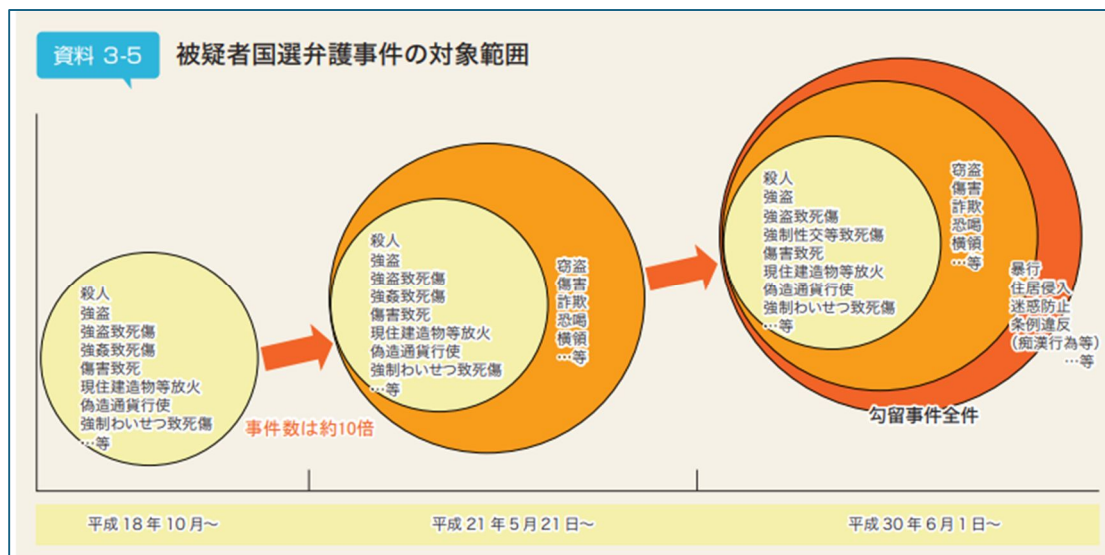
以上

<資料>

- ① 国選弁護の展開と効用（法テラス白書・弁護士白書抜粋）
- ② えん罪事件と弁護側鑑定（概要一覧表）
- ③ 当事者鑑定費用の援助・福祉連携・環境調整費用援助 利用結果調査の概要（日弁連アンケート）

国選弁護の展開と効用

1. 被疑者国選弁護制度の運用状況(対象拡大・選任割合増加)



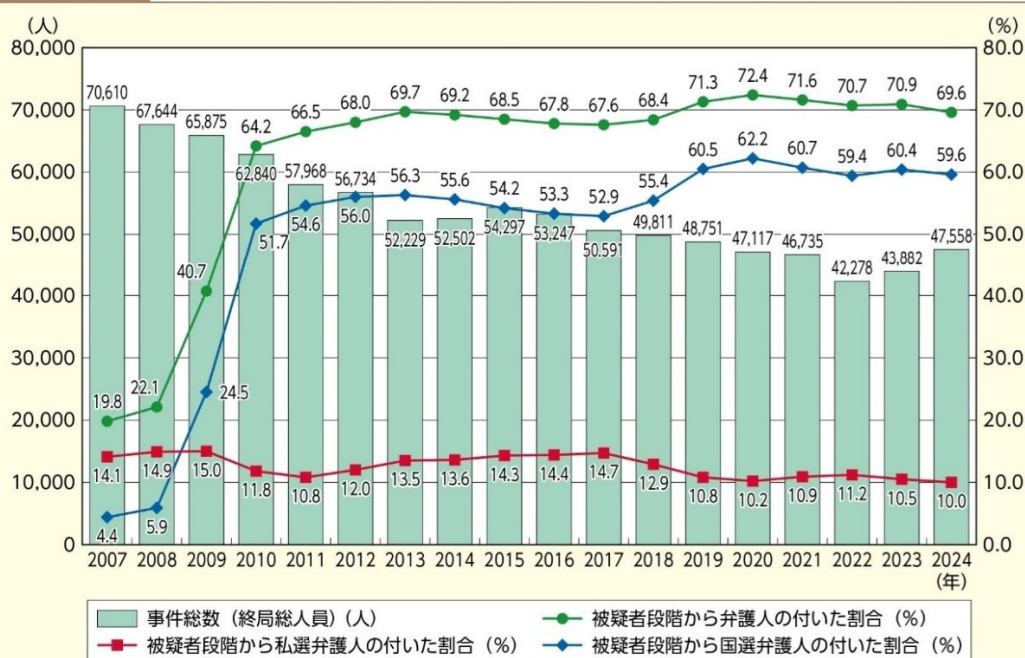
出典：法テラス白書令和 6 年度版 100 頁

<https://www.houterasu.or.jp/uploaded/attachment/6620.pdf>

(1) 被疑者国選弁護制度の運用状況

被疑者国選弁護制度の導入に伴い、被疑者段階から弁護人が選任される事件の割合は飛躍的に伸びた。

資料2-1-1-6 地方裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）



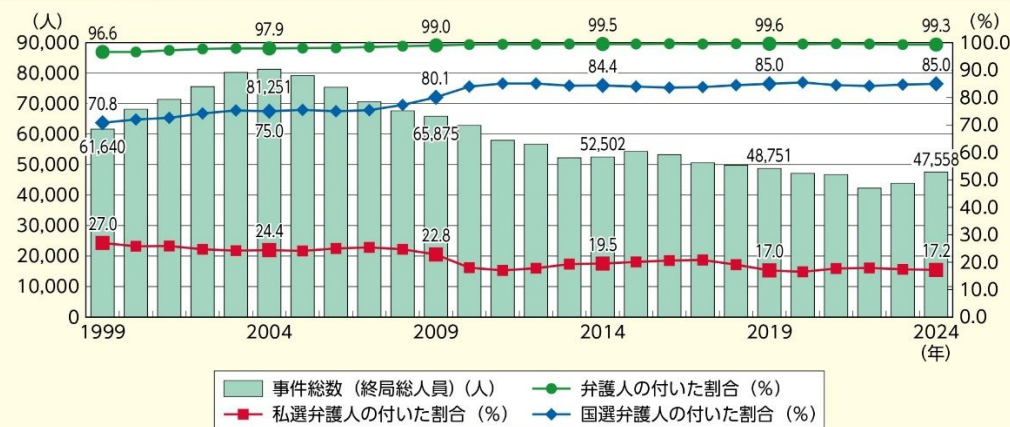
出典：弁護士白書 2025 年版 101 頁

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2025/2-1-5.pdf>

2. 被告人国選弁護制度の運用状況(選任割合)

▶ 地方裁判所における刑事弁護人(被告人段階)選任率の推移(国選・私選別)

資料2-1-2-2 刑事弁護人選任率の推移(被告人段階・地方裁判所)



出典：弁護士白書2025年版 108 頁

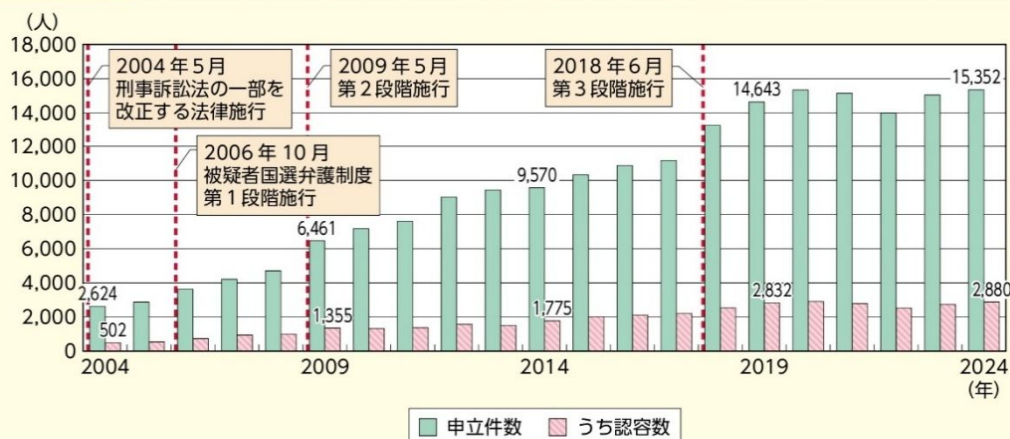
<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2025/2-2-2.pdf>

3. 弁護活動の実績・成果

裁判官による処分に対する準抗告認容件数

準抗告とは、刑事訴訟法上、裁判官が行った一定の裁判、または検察官などが行った一定の処分について、裁判所に対し、その取消し又は変更を求めることである。裁判官による処分には、起訴後の処分も含まれるが、起訴前の勾留や勾留延長の裁判に対する準抗告も含まれる。近年の認容数の増加は、当番弁護士制度や被疑者国選弁護制度によって選任された弁護士が、早期に身体拘束解放に向けた積極的な弁護活動を行っていることをうかがわせる。

資料2-1-1-13 裁判官による処分に対する準抗告件数の推移(全裁判所)



【注】数値は、『司法統計年報(刑事編)』『刑事雑事件の種類別新受人員—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所』によるもの。

出典：弁護士白書2025年版 106 頁

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2025/2-1-8.pdf>

えん罪事件と弁護側鑑定

※以下は、一部事件を取り上げたもの。

第1 近年の事件（2000年代）

年	事件・判決	概要（鑑定との関係）
2011	布川事件（罪名：強盗殺人） 水戸地裁土浦支部平成23年5月24日再審無罪判決	多数の鑑定（当事者鑑定）を基に、再審が開始され、無罪が確定した。虚偽自白を弾劾する現場の指紋に関する実験報告書や鑑定書、取調べ録音テープの改竄を明らかにする鑑定書等。
2016	東住吉事件（罪名：現住建造物等放火・殺人・詐欺未遂） 大阪地裁平成28年8月10日再審無罪判決	燃焼実験等に関する鑑定により、請求人の自白どおりの方法による放火は不可能であることが明らかとなって再審開始決定。後、再審無罪が確定。
2019	松橋事件（罪名：殺人） 熊本地裁平成31年3月28日再審無罪判決	再審請求手続中に新規に発見された犯行着衣とされた被告人のシャツの左袖部分を主として、同部分に血液が付着していないことを示す鑑定書等を新証拠とした再審請求が認められ、再審が開始され、無罪が確定した。
2020	湖東記念病院事件（罪名：殺人） 大津地裁令和2年3月31日再審無罪判決	死因に関する法医学鑑定などを新証拠として、再審請求。再審が開始され、無罪が確定した。
2021	大川原化工機事件（罪名：外為法違反） 東京地裁令和3年8月2日公訴棄却決定	生物兵器の製造に転用可能な噴霧乾燥機を輸出したとして立件。弁護側にて、反証のため、噴霧乾燥機を用いた実験（当事者鑑定）等を行い、報告書にして証拠請求。裁判は、公訴取消により終結。
2024	袴田事件（罪名：強盗殺人・現住建造物等放火） 静岡地裁令和6年9月26日再審無罪判決	確定審において有罪認定の主要な証拠とされた「5点の衣類」に関するみそ漬け実験報告書（当事者鑑定）等を基に、再審が開始し、再審公判にて、同証拠について捜査機関によって捏造されたものであることが認定された上、無罪が確定した。

第2 1900年代の再審無罪事件（四大死刑再審無罪事件等）

年	事件・判決	概要（鑑定との関係）
1977	弘前大学教授夫人殺し（罪名：殺人） 仙台高裁昭和52年2月15日再審無罪判決	確定有罪判決の基礎となった血液型鑑定を批判する法医学者の鑑定書などを新証拠として、再審が開始され、無罪が確定した。
1983	免田事件（罪名：強盗殺人） 熊本地裁八代支部昭和58年7月15日再審無罪判決	凶器に付着した血液や被害者の創傷に関する法医学鑑定を新証拠とした再審請求が認められ、再審が開始され、無罪が確定した。
1984	財田川事件（罪名：強盗殺人） 高松地裁昭和59年3月12日再審無罪判決	筆跡鑑定を新証拠とした再審請求が認められ、再審が開始。確定審において有罪認定の基礎となった主要な証拠である捜査側の血液鑑定についても、弁護側鑑定を踏まえ、疑問が呈された。その後、再審公判において無罪判決が言い渡され、確定した。
1984	松山事件（罪名：強盗殺人・非現住建造物等放火） 仙台地裁昭和59年7月11日再審無罪判決	確定有罪判決の基礎となった血液鑑定に対し、それを否定する新鑑定が提出され、これを新証拠として再審開始が決定した。再審公判では、鑑定証人の尋問等を経て、無罪判決が言い渡され、確定した。
1985	徳島事件（徳島ラジオ商殺し事件）（罪名：殺人） 徳島地裁昭和60年7月9日再審無罪判決	確定有罪判決の基礎となった犯行目撃証言についての偽証告白に加え、それを裏付ける犯行現場の明暗度に関する鑑定、現場の状況に関する鑑定、犯行状況（受傷部位、血痕等）に関する鑑定等を基に再審開始が決定され、その後、無罪が確定した。
1986	梅田事件（罪名：強盗殺人） 釧路地裁昭和61年8月27日再審無罪判決	自白調書の内容（犯行状況）が被害者の負傷状況と矛盾する旨の法医学鑑定などを新証拠とした再審請求が認められ、再審が開始され、無罪が確定した。
1989	島田事件（罪名：少女誘拐殺人、死体遺棄） 静岡地裁平成元年1月31日再審無罪判決	確定審の有罪判決の基礎となった鑑定人証言に対し、その矛盾を指摘する多数の法医学者の意見書が証拠提出された結果、再審が開始され、無罪が確定した。

第3．現在係争中の事件（日弁連支援事件）

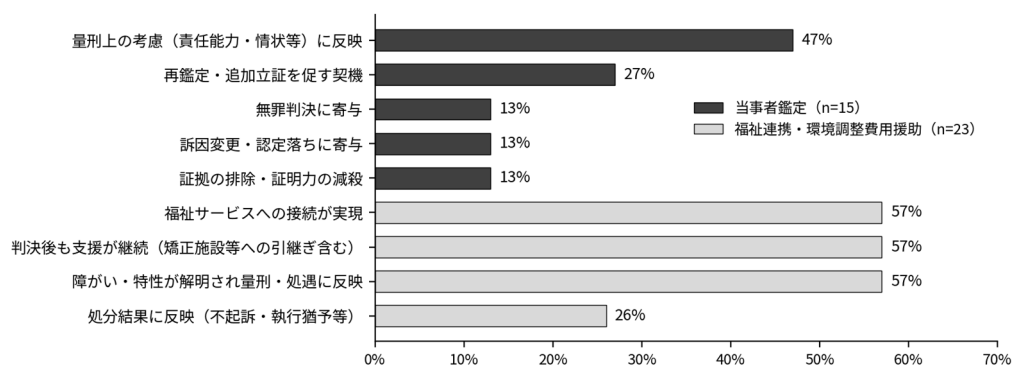
事件・判決	概要（鑑定との関係）
日野町事件（罪名：強盗殺人） 【第2次再審請求】 大津地裁平成30年7月11日再審開始決定 大阪高裁令和5年2月27日即時抗告棄却 最高裁令和8年2月24日特別抗告棄却	自白内容どおりの殺害方法と被害者の遺体の損傷状況が矛盾することを明らかにする法医学鑑定、自白内容どおりの手提金庫の破壊方法と実際の手提金庫に残された工具痕が矛盾することを明らかにする工学鑑定などを新証拠とした再審請求が認められ、再審が開始された。 現在、再審公判に向けた三者協議にて、検察側にて有罪主張しない方針が示されている。
大崎事件（罪名：殺人・死体遺棄） 【第1次再審請求】 鹿児島地裁平成14年3月26日再審開始決定 【第3次再審請求】 鹿児島地裁平成29年6月28日再審開始決定 福岡高裁平成30年3月12日即時抗告棄却	死因に関する法医学鑑定等を新証拠とした再審請求につき、延べ3回、再審開始の決定が認められている（但し、検察官の抗告により再審開始決定は取り消された）。 なお、第4次再審請求の特別抗告審（最高裁令和7年2月25日）では、特別抗告棄却となるも、判事1名から、弁護側鑑定を踏まえ、再審を開始すべき旨の反対意見が付された。
名張事件(名張毒ぶどう酒事件)（罪名：殺人） 【第7次再審請求】 名古屋高裁平成17年4月5日再審開始決定	犯行態様に関する捜査段階自白と客観的事実との矛盾を示す諸鑑定（確定有罪判決の基礎となった捜査機関の鑑定が虚偽鑑定・不正鑑定であることを示すものを含む）を新証拠とした再審請求により、1度、再審開始決定が出された事件（但し、検察官の抗告により再審開始決定は取り消された）。 なお、第10次再審請求の特別抗告審（最高裁令和6年1月29日）では、特別抗告棄却となるも、判事1名から、弁護側鑑定を踏まえ、再審を開始すべき旨の反対意見が付された。

以上

当事者鑑定費用の援助・福祉連携・環境調整費用援助 利用結果調査の概要

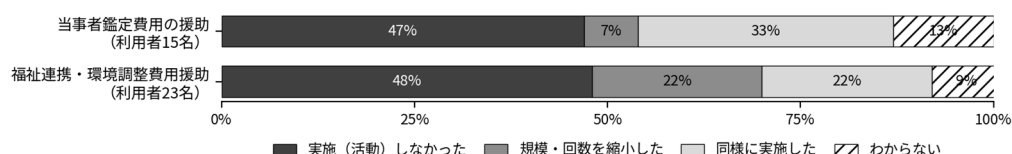
- (1) 調査名：国選弁護事件の当事者鑑定に関する費用の援助及び罪に問われた障がい者等の刑事弁護等補助金の利用結果に関する調査
- (2) 調査対象：255名（日弁連刑事弁護センター、国選弁護本部、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関するワーキンググループに所属する会員）
- (3) 実査期間：2026年8月19日～同年8月27日
- (4) 回答者数：52件

1 援助を利用した活動の帰結



当事者鑑定では、公的機関の鑑定（科捜研・検察側依頼鑑定等）との食い違いが「判明した」が利用全体の67%（10名）にも上った。福祉への接続も実現している。具体的な成果は次ページに記載する。このように、実施された活動が認定・処分の適正化及び更生支援（再犯防止）に結びついている点で、上記各費用の国費化は社会的効用を期待できることが示されている。

2 援助（補助金）がなかったとした場合の活動の有無



他方で、援助の下実現した活動が、仮に援助がなされなかった場合に、当該活動を「実施しなかった」「縮小した」かを尋ねた。「実施しなかった・縮小した」との回答は、当事者鑑定54%・福祉連携等70%にも上った。費用の手当は当該活動の実現可能性に深く拘わっていることが示された。

3 援助により実施された活動の社会的効用

援助がなければ実施されなかった可能性の高い活動が、援助により現に実施された。しかも、実施された活動の帰結は、再鑑定命令、原判決破棄・無罪、判決による検察側死因見解の否定、あるいは福祉サービスへの接続といった具体的な結果として結実しており、こうした費用を資力の乏しい者の国選事件で国費補填することは、刑罰権の適切な行使及び被疑者・被告人の更生・再犯防止との関係で必要であり、十分な社会的効用を期待し得るといえる。

添付資料

- 具体的な成果表
- アンケート質問・回答

具体的な成果表（自由記述欄から主な回答の要旨を抜粋）

一 当事者鑑定の費用の援助を利用した事例（回答 1 2 件）		二 福祉連携・環境調整費用援助を利用した事例（回答 1 1 件）	
事件の種類	概要・成果	事件の種類	概要・成果
殺人	援助制度を利用して行った法医学者への鑑定により検察側医師の死因見解の否定に至り、判決でも犯行態様に関する重要な事実が否定された。	複数前科	弁護人が受け答えから知的障害を疑い、援助制度に基づき更生支援計画を作成・証拠請求。判決後に計画を刑務所へ送付したところ、更生保護関係者から支援者に連絡があり、受入れ準備が開始された。
殺人未遂	検察側の起訴前鑑定人は責任能力ありとの所見。援助により依頼した鑑定人の再鑑定が必要との意見を基に弁護側で鑑定請求し、裁判所も再鑑定を命じた。	常習累犯窃盗／詐欺／強制性交等（3 事件）	判決後も支援が継続し刑務所から連絡があった例／詐欺の受け子で支援が継続した例／強制性交等罪の控訴審で本人の納得と家族の相談相手を得た例
証人等威迫	一審は公訴事実記載の 3 態様すべてを認め罰金 2 0 万円。控訴審で援助制度を利用して得た刑法学者の意見書を証拠提出し、2 態様が認定落ち。罰金減額。	放火	責任能力による減免は困難、家族の支援も一切ない中、援助制度を活用し、更生計画策定と釈放後の環境調整により執行猶予判決を得た。
窃盗（前科多数）	療育手帳は「軽度」判定だったが、援助を利用して行った当事者鑑定により知的発達症（中等度）と診断。障害特性が犯情で有利に考慮され減刑。	放火	一人暮らしで周囲とつながれず自宅に放火。援助制度を活用し更生計画策定により量刑が軽くなり、出所後は福祉の支援を受けながら生活している。
窃盗（拒食症等）	簡易鑑定は責任能力あり、援助を利用して実施された当事者鑑定では責任能力なしの結論。裁判所は鑑定を信用できるとしつつ責任能力ありと認定したが、量刑上は考慮された。	放火	援助制度を利用して社会福祉士と連携し、社会復帰後の居住・就労を準備し、執行猶予判決の獲得とその後の生活援助を実施している。
強盗致傷	前刑の裁判で ADHD 等の可能性が指摘されながら未検査のままだったため、勾留中に援助制度を利用し臨床心理士による検査等を実施して情状を立証し、量刑に反映された。	窃盗／殺人未遂（2 事件）	落ち銭窃取の事案では、援助制度を利用して社会福祉士の同行接見を経て更生支援計画書を作成し、検察官に提出。処分結果に反映され、福祉サービスへの接続と判決後の支援継続に至った。／殺人未遂でも同様の支援を行った。
殺人	被害者 2 名の事案。精神障害の有無とその影響が争われ、援助制度を利用して当事者鑑定を実施し、公的鑑定との食い違いが判明。再鑑定・追加立証の契機となった。	電子計算機使用詐欺	窃盗癖・社会不安障害等のある被告人。医師の診断を受け、援助制度を利用して障害の存在と治療計画を文書化して情状証拠として提出。障がい特性が量刑・処遇の判断に反映され、判決後も支援が継続している。
傷害致死	被害者の死因が争点となり、援助制度を利用して当事者鑑定を実施し、公的鑑定との食い違いが判明。無罪判決（一部無罪を含む）への寄与があった。	殺人	長年の金の無心が背景。援助制度を利用して社会福祉士に事件当時の心理状態を証言してもらい、量刑に影響した。
殺人	起訴前鑑定が行われた事案で援助制度を利用して当事者鑑定を実施した。	窃盗	知的障害を有する被告人が窃盗に及んだ事案。援助制度を利用し、福祉サービスへの接続が利用した。
精神鑑定	刑法 5 0 条鑑定と異なる鑑定事項について、援助制度を利用して私的に精神科医へ鑑定（当事者）を依頼した。	覚醒剤取締法違反（自己使用）	前科多数の覚醒剤自己使用の事案で援助制度を利用し、処分結果に反映された。
（罪名不記載）	DNA 鑑定の尤度比計算について援助制度により専門家意見を聴取。無罪判決（一部無罪を含む）への寄与があった。		

三 （参考）援助制度によらず弁護人・本人家族等の負担で実施し、又は費用を理由に断念した事例（回答 9 件） ※日弁連による援助制度開始前のものを含む。

事件の種類	概要・成果
控訴審	一審の責任能力判断を争うため家族の負担で医師の意見書を作成し、双方医師の尋問を経て原判決破棄・無罪。
強盗殺人／殺人・放火（2 事件）	強盗殺人事件 控訴審において、犯行時の心理鑑定を自己負担で実施（一審であれば情状に反映された可能性）。 死刑求刑事件（殺人・現住建造物等放火）の上告審では技術士への鑑定依頼に 5 0 万円を自己負担。
放火／窃盗（2 事件）	延焼実験を検討したが費用約 6 0 0 万円のため断念／クレプトマニア事案では協力医を見つけたが意見書作成費用が出ず断念（回答者は、結果に影響した可能性高いとする。）
住居侵入	幻聴の可能性があり責任能力の関係で鑑定をしたかったが、費用捻出の目途がなく断念（回答者は、結果に影響した可能性高いとする。）。
殺人未遂	凶器が何か等が争点。検察側は科捜研の実証実験の鑑定を提出したが、弁護側は費用捻出の目途がなく実験を行えなかった（回答者は、結果に影響した可能性高いとする。）。
殺人	犯人性を争ったが、被害者宅に残された DNA 鑑定が決め手となった（回答者は、結果に影響した可能性高いとする。）。
詐欺・窃盗	聴覚障害のある高齢の被告人。関係機関と協力し、検察庁内でのケース会議の実施が認められ、勾留中に金銭管理契約が完了。執行猶予判決となり、釈放後速やかに支援が入り、被害弁償も分割で実施。

アンケート質問・回答集計表

(総回答件数 52 件)

1. 当事者鑑定援助の Q & A

・補助金がなかった際に利用したか (回答 15)

選択肢・回答	人数	割合
①同様に実施した	5	33%
②規模・回数を縮小して実施した	1	7%
③実施しなかった	7	47%
④わからない:事案による	1	7%
④わからない:場合によっては自腹でも実施した可能性はあります。	1	7%

・当事者鑑定の結果得られたもの (複数回答可・回答 15)

選択肢・回答	人数	割合
①無罪判決 (一部無罪を含む) に寄与した	2	13%
②訴因変更・認定落ちに寄与した	2	13%
③証拠の排除・証明力の減殺に寄与した	2	13%
④量刑上の考慮 (責任能力・情状等) に反映された	7	47%
⑤再鑑定・追加立証を促す契機となった	4	27%
⑥その他:控訴審だったので無視された	1	7%

・公的機関の鑑定との食い違い (回答 15)

選択肢・回答	人数	割合
①判明した	10	67%
②判明しなかった	0	0%
③公的鑑定と対象が重ならない・不明	5	33%

・補助金額 (回答 6) *一部回答

選択肢・回答	人数	割合
20 万円	2	33%
30 万円	1	17%
40 万円	1	17%
50 万円	1	17%
100 万円	1	17%

2. 福祉連携・環境調整費用援助の Q & A

・補助金がなかった場合利用したか (複数回答可・回答 23)

選択肢・回答	人数	割合
①同様に行った	5	22%
②規模・回数を縮小して行った	5	22%
③行わなかった	11	48%
④わからない	2	9%

・活動の結果得られたもの (回答 23)

選択肢・回答	人数	割合
①福祉サービスへの接続が実現した（障害福祉サービス・生活保護・地域生活定着支援センター・医療・住居等）	13	57%
②処分結果に反映された（不起訴・執行猶予・保護処分等）	6	26%
③判決・審判の後も本人への支援が継続している（更生支援計画の矯正施設・保護観察所への引継ぎを含む）	13	57%
④本人の障がい・特性が解明され、量刑・処遇の判断に反映された	13	57%
⑤被害弁償・示談の成立に結びついた	0	0%
⑥その他:障がい特性が一定程度解明できたと思うが、累犯前科があり実刑は不可避だったため量刑判断に影響したかは不明である	1	4%
⑥その他:更生支援計画の作成	1	4%
⑥その他:社会福祉士の被告人の心理状態についての証言が量刑に影響した	1	4%

・補助金額（回答 23）

選択肢・回答	人数	割合
5000 円	1	4%
1 万円	1	4%
2 万 5000 円	1	4%
2 万円	1	4%
3 万円	2	9%
6 万円	1	4%
10 万円	4	17%
11 万円	1	4%
13 万円	2	9%
15 万円	4	17%
16 万円	1	4%
18 万円	1	4%
30 万円	1	4%
50 万円	1	4%
記録が残っておらず確認困難	1	4%

3. 両援助をまとめたQ&A

・弁護人／家族負担で行ったことがあるか（複数回答可・回答 52）

選択肢・回答	人数	割合
①当事者鑑定を弁護人の負担により実施した	10	19%
②当事者鑑定を本人・家族等の負担により実施した	12	23%
③福祉専門職等との連携を弁護人の負担により行った	12	23%
④福祉専門職等との連携を本人・家族等の負担により行った	8	15%
⑤ない	26	50%

・鑑定 1 件当たりの負担額（回答 13）

選択肢・回答	人数	割合
① 5 万円未満	1	8%
② 5 万円以上 1 5 万円未満	4	31%
③ 1 5 万円以上 3 0 万円未満	3	23%

④ 30万円以上	5	38%
----------	---	-----

・鑑定・活動の結果得られたもの（複数回答可・回答 18）

選択肢・回答	人数	割合
①無罪判決・訴因変更・証拠の排除・証明力の減殺等に寄与した	5	28%
②量刑上の考慮（責任能力・情状等）に反映された	11	61%
③福祉サービスへの接続が実現した（障害福祉サービス・生活保護・地域生活定着支援センター・医療・住居等）	6	33%
④処分結果に反映された（不起訴・執行猶予・保護処分等）	5	28%
⑤判決・審判の後も本人への支援が継続している	5	28%
⑥被害弁償・示談の成立に結びついた	1	6%
⑦その他:控訴審なので判決には反映しなかったが被告人の生きづらさへの納得を得た	1	6%
⑦その他:結果的には他の証拠により有罪判決となったが検察官証拠（専門家証人）の証明力は減殺した	1	6%

・福祉連携・環境調整費用 1 件当たりの負担額（回答 18）

選択肢・回答	人数	割合
① 5万円未満	10	56%
② 5万円以上 15万円未満	5	28%
③ 15万円以上 30万円未満	1	6%
④ 30万円以上	2	11%

・福祉連携・環境調整の活動の結果得られたもの（複数回答可・回答 18）

選択肢・回答	人数	割合
①無罪判決・訴因変更・証拠の排除・証明力の減殺等に寄与した	1	6%
②量刑上の考慮（責任能力・情状等）に反映された	9	50%
③福祉サービスへの接続が実現した（障害福祉サービス・生活保護・地域生活定着支援センター・医療・住居等）	12	67%
④処分結果に反映された（不起訴・執行猶予・保護処分等）	7	39%
⑤判決・審判の後も本人への支援が継続している	8	44%
⑥被害弁償・示談の成立に結びついた	4	22%

・断念または縮小の経験（複数回答可・回答 48）

選択肢・回答	人数	割合
①当事者鑑定	22	46%
②福祉専門職等との連携（更生支援計画の策定等）	7	15%
③該当なし	26	54%

・断念または縮小の結果（複数回答可・回答 24）

選択肢・回答	人数	割合
①影響した可能性が高い	8	33%
②影響した可能性がある	9	38%
③影響はなかった	1	4%
④不明	6	25%